

研究活動に係る不正防止に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)に基づき、学校法人安田学園(以下「本学園」という。)における研究活動に関する不正防止に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、研究活動における不正防止のための方法等については、ガイドライン及び本学園が定める関係規程(以下「ガイドライン等」という。)を準用する。

(適用)

第2条 この規程は、本学園で行われる文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金を使用した研究活動に適用する。

(定義)

第3条 この規程において「研究者」とは、本学園において前条の規定に基づく研究活動を行う研究者をいう。

2 この規程において「研究活動における不正行為」(以下「不正行為」という。)とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次に掲げる行為をいう。

(1) 特定不正行為

ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(2) 前号以外の不正行為

ア 二重投稿 既に投稿された論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること。

イ 不適切なオーサiership 論文等の著作者を適正に公表しないこと。

(責任体制)

第4条 第2条の規定に基づく研究資金を受け入れた校園(以下「当該校園」という。)に、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、当該校園を統括する権限と責任を有し、かつ公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる者(以下「最高管理責任者」という。)及び研究倫理教育の実質的な権限と責任を持つ者(以下「研究倫理教育責任者」という。)を置く。

(研究者の責務)

第5条 研究者は、ガイドライン等に基づき研究活動に携わるとともに、不正行為を行ってはならない。また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、研究倫理教育責任者の指示に従い、研究倫理教育を受けなければならない。

3 研究者は、研究データを一定期間保存し、必要な場合は開示しなければならない。

4 研究者は、第9条及び第10条に規定する調査等に協力しなければならない。

(研究倫理教育の実施)

第6条 研究倫理教育責任者は、研究者に対し、研究倫理教育を実施する。

(告発等の窓口)

第7条 不正行為に係る学園内外からの告発等を受け付ける窓口は、法人本部人事部人事課とする。

2 前項に規定する告発等があったときは、法人本部人事部人事課にあつては研究倫理教育責任者に、研究倫理教育責任者にあつては最高管理責任者にそれぞれ速やかにその旨を報告しなければならない。

(告発等の取扱い)

第8条 告発等は、書面、電話、FAX、電子メール、面談等の方法で行うことができる。

2 告発等は、原則として、自らの氏名及び連絡先を明らかにした上で、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されていないけれ

ばならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、匿名による告発等があったときは、必要と認める場合は、前項の告発等に準じて取り扱うものとする。

(予備調査)

第9条 本学園は、予備調査を行い、告発等を受け付けた後30日以内に本調査を行うか否かの決定をする。

(調査委員会)

第10条 本学園は、前条に規定する予備調査の結果、不正行為の有無を確認する必要がある場合は、調査委員会を設置して必要な調査等を行うものとする。

- 2 調査委員会及び調査の実施方法等については、別に定める。

(調査結果の公表等)

第11条 調査委員会は、前条の規定に基づく調査の結果、不正行為を認定した場合には、理事長に報告する。

- 2 理事長は、前項の報告に基づき、当該不正行為に関与した者に対して、職員就業規程（本学園制定）の規定に基づき、懲戒処分を行うことができる。

- 3 本学園は、第1項の調査の結果、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

(準用)

第12条 他の省庁の定めによりガイドラインの準用が定められているものについては、この規程の規定を当該省庁の定める内容により準用するものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事長が行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年7月1日から施行する。